び第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項」を「国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項」に、「沖縄発電用特定石炭等」に、「同法第二十二条」を「石油石炭税法第二十二条」に、「同法第二十一条」を「石油石炭税法第二十一条」に、「同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く」を「同法第二十四条（第五号に係る部分に限る」に、「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項並びに国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」に改め、同条第四項及び第五項中「沖縄発電用特定石炭」を「沖縄発電用特定石炭等」に改める。

第九十条の五第一項中「、平成二十四年三月三十一日までに」を削り、「原油又は関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の㈢若しくは第二七一〇・二〇号の一の㈣に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）」を「課税済みの原油等」に改め、「製造した場合には」の下に「、当分の間」を加え、「石油石炭税法第九条第一号」を「第九十条の三の二第一号」に改め、同条第五項中「、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）」を「及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」に、「同法第二十一条」を「石油石炭税法第二十一条」に改め、「（第二十三条第一項及び第二項において「特定石油製品等」という。）」を削り、「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定石油製品等」と、同項第三号中「原油等又は前号」を「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは「特定石油製品等（租税特別措置法第九十条の五第一項に規定する揮発油、灯油、軽油又は石油化学製品」と、同号ハ中「原油等又はロ」に、「同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭」を「同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭」に改め、同条第六項中「第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）の規定が準用される前項」を「国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項」に、「同法第二十二条」を「石油石炭税法第二十二条」に、「同法第二十一条」を「石油石炭税法第二十一条」に、「同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く」を「同法第二十四条（第五号に係る部分に限る」に、「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項並びに国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」に改める。

第九十条の六第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「石油石炭税法第九条第一号」を「第九十条の三の二第一号」に改め、同条第二項中「第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）」を「第十八条の二並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」に、「同法第二十三条第一項第一号（定義）」を「石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第六項及び第七項」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「石油石炭税法第二十一条（記帳義務）」を「この項及び次項」を「この号及び第七十四条の十二第五項」に、「同条第一項」を「同法第九十条の六第一項」に、「「原油等」を「「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等をいう。以下この号及び第七十四条の十二第五項において同じ。）」」に、「同項第三号中「原油等又は前号」を「同号ハ中「原油等又はロ」に、「同条第二項中「第二十一条」とあるのは「前項第一号」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭」を「同法第七十四条の五第四号イ」と、「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭」に改め、「、同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第六項及び第七項」と」を削り、同条第三項中「石油石炭税法第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項の方法」に、「同条第一項第一号」を「同号イ」に、「同法第二十五条（第一号から第五号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項」を「同法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」に改め、同条第四項中「、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）」を「及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」に、「同法第二十一条」を「石油石炭税法第二十一条」に改め、「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「重油」と、同項第三号中「原油等又は前号」を「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する重油」と、同号ハ中「原油等又はロ」に、「同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭」を「同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭」に改め、同条第五項中「第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項」を「国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニ」に、「前項の重油」を「同項の重油」に、「同法第二十三条」を「石油石炭税法第二十二条」に、「同法第二十一条」を「石油石炭税法第二十一条」に、「同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く」を「同法第二十四条（第五号に係る部分に限る」に、「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項並びに国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条」に改める。

第九十条の六の二第一項中「、平成二十五年三月三十一日までに」を削り、「消費した場合には」の下に「、当分の間」を加える。

第九十条の七第一項中「行為により」の下に「第九十条の三の四第一項、」を加え、同条第三項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「沖縄発電用特定石炭」を「沖縄発電用特定石炭等」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第九十条の三の三第四項の規定に違反して同項の特定用途石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

第九十条の八の二第一項中「沖縄島と」を「沖縄島、宮古島、石垣島又は久米島と」に改め、「（以下この項において「沖縄」という。）」を削り、「この項において同じ」を「この項及び次条第一項において「沖縄以外の本邦の地域」という」に改め、「（沖縄島」の下に「、宮古島、石垣島若しくは久米島」を加え、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第九十条の九第一項中「本邦の地域との間の路線」の下に「（宮古島、石垣島又は久米島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線を除く。）」を加える。

第九十条の十一第一項中「平成二十二年四月一日」を「平成二十四年五月一日」に改め、「第九十条の十二第一項各号」の下に「、第二項各号及び第三項各号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第一号イ中「四千八百円」を「四千五百円」に改め、同号ロ中「五千四百円」を「五千二百円」に、「三千二百円」を「三千円」に改め、同号ハ中「二千七百円」を「二千六百円」に、「千六百円」を「千五百円」に改め、同号ニ中「八千百円」を「七千八百円」に、「四千三百円」を「四千百円」に改め、同項第二号イ中「一万五千円」を「一万二千三百円」に、「一万千四百円」を「九千九百円」に、「六千六百円」を「五千七百円」に改め、同号ロ中「一万円」を「八千二百円」に、「七千六百円」を「六千六百円」に、「四千四百円」を「三千八百円」に改め、同号ハ中「五千円」を「四千百円」に、「三千八百円」を「三千三百円」に、「二千二百円」を「九千九百円」に改める。